

## ◎京都大学総合体育館使用規則

平成24年3月31日副学長裁定

第1条 京都大学総合体育館規程（以下「規程」という。）第1条の京都大学における体育活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 正課授業のスポーツ実習・体育実技
- (2) 本学又は京都大学体育会（以下「体育会」という。）若しくはそれに所属する運動部の主催又は共催にかかる体育大会
- (3) 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- (4) 前各号に掲げる以外の本学学生及び教職員の体育活動
- (5) その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に総合体育館の使用を適当と認める体育活動

2 規程第1条の本学の行う式典とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 入学式、卒業式、学位授与式及び創立記念式
- (2) その他副学長が特に総合体育館の使用を適当と認める行事

第2条 副学長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）の使用に関する重要事項について、学生生活委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その意見を聴くものとする。

第3条 総合体育館の開館期間等は、次のとおりとする。

施設名	開館期間	開館時間
体育館	年間を通じて	(月曜日から金曜日まで) 午前8時30分から午後9時まで。ただし、第2武道場については、午後9時30分まで (日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日) 午前9時から午後6時まで
附属プール	4月上旬から10月上旬まで	(月曜日から金曜日まで) 午前8時30分から午後8時まで (日曜日・土曜日・祝日法に規定する休日) 午前9時から午後6時まで

2 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 6月18日（創立記念日）

3 前2項の規定にかかわらず、副学長は、特別の事情があるときは、委員会に諮り、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、又は前項の休館日以外の日に休館することができる。

第4条 総合体育館の第1条第1項第1号の使用について、当該授業開講部局長は学年の初日の10日前までに、当該学年の使用計画書を副学長に提出するものとする。

2 総合体育館の使用が第1条第1項第2号に規定する本学の主催又は共催に係る場合及び総合体育館を同条第2項に規定する式典に使用する場合は、主管部長において、使用しようとする日（2日以上にわたるときには、その初日。以下「使用日」という。）の属する月の初日の10日前までに、使用計画書を副学長に提出するものとする。

第5条 総合体育館を使用しようとする者は、前条において別段の定めのある場合を除くほか、次の各号の定めるところにより使用承認申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第1条第1項第2号及び第3号の使用の場合  
体育会において、これらの使用についての月間の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月その初日の10日前までに、当該月の使用承認申請書を提出する。
- (2) 同条第1項第4号の使用の場合  
原則として使用日の属する月の初日の10日前までに、使用承認申請書を提出する。
- (3) 同条第1項第5号の使用の場合  
使用日の属する月の初日の10日前までに、使用承認申請書を提出する。

2 副学長は、第1条第1項第5号の使用に係る前項の申請があつた場合において、その使用を

承認するには、あらかじめ委員会に諮るものとする。

3 総合体育館の使用の承認、不承認の結果は、これを申請者に通知するものとする。

第6条 前条の規定は、総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出は、あらかじめかつ速やかに、これを行えば足りる。

2 総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を中止しようとする場合には、速やかに、その旨を副学長に届け出なければならない。

第7条 第1条第1項第5号の使用の場合には、別に定める使用料を徴収するものとする。

第8条 総合体育館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用時間以外に使用しないこと。
- (2) 館内設備、器具等を無断で使用し、又は移動させないこと。
- (3) 使用後は、速やかに清掃し、設備、器具等を使用前の状態に復すること。
- (4) 施設、設備、器具等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに、その旨を副学長に報告し、必要な場合には、速やかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。
- (5) その他副学長が委員会に諮つて定める使用上の心得に違反しないこと。

第9条 この規則又は使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、副学長は、その使用を中止させることができる。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (略)